

築上町告示第121号

令和6年第2回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

令和6年11月6日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和6年11月15日
  - 2 場 所 築上町役場議事堂
- 

○開会日に応招した議員

今富 義昭君	江本 守君
鞆野 希昭君	田原 宗憲君
工藤 久司君	田村 紘貴君
宗 裕君	丸山 年弘君
信田 博見君	池永 巖君
武道 修司君	塩田 文男君
吉元 健人君	池亀 豊君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和6年 第2回 築上町議会臨時会 会議録 (第1日)

令和6年11月15日 (金曜日)

---

**議事日程 (第1号)**

令和6年11月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件の報告)
  - ②町長の報告
- 報告第8号 専決処分について (築上町椎田駅前周辺活性化促進事業資金貸付金返還請求の訴えの提起について)
- 日程第4 議案第72号 専決処分について (令和6年度築上町一般会計補正予算 (第4号) について)
- 日程第5 議案第73号 専決処分について (令和6年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について)
- 日程第6 議案第74号 専決処分について (令和6年度築上町一般会計補正予算 (第6号) について)
- 日程第7 議案第75号 専決処分について (築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 議案第76号 築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第77号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第78号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件の報告)
  - ②町長の報告

報告第8号 専決処分について（築上町椎田駅前周辺活性化促進事業資金貸付  
金返還請求の訴えの提起について）

- 日程第4 議案第72号 専決処分について（令和6年度築上町一般会計補正予算（第4号）に  
ついて）
- 日程第5 議案第73号 専決処分について（令和6年度築上町一般会計補正予算（第5号）に  
ついて）
- 日程第6 議案第74号 専決処分について（令和6年度築上町一般会計補正予算（第6号）に  
ついて）
- 日程第7 議案第75号 専決処分について（築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第8 議案第76号 築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 日程第9 議案第77号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第78号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

---

出席議員（12名）

1番	今富 義昭君	2番	江本 守君
5番	工藤 久司君	6番	田村 紘貴君
7番	宗 裕君	8番	丸山 年弘君
9番	信田 博見君	10番	池永 巖君
11番	武道 修司君	12番	塩田 文男君
13番	吉元 健人君	14番	池亀 豊君

---

欠席議員（2名）

3番	鞆野 希昭君	4番	田原 宗憲君
----	--------	----	--------

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	横内 秀樹君	次長	大下 征克君（監査委員事務局局長併任）
係長	瀬戸 美里君	書記	小野 聖佳君

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
会計管理者兼 会計課長	……………	石井 紫君	総務課長	……………	椎野 満博君
企画財政課長	……………	元島 信一君	保険福祉課長	……………	種子 祐彦君
産業課長	……………	古市 照雄君	建設課長	……………	神崎 秀一君
監査委員事務局長	………	大下 征克君			

---

午前10時00分開会

○議長（塩田 文男君） 皆さん、おはようございます。卓上に置いている基地関係の資料につきましては、先日、全国基地協議会で頂いた資料を抜粋して皆さんにお配りしておりますので、情報としてお配りいたしました。お願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、令和6年第2回築上町議会臨時会を開催いたします。

これより会議を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（塩田 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、田村紘貴議員、7番、宗裕議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（塩田 文男君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。武道議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（武道 修司君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

11月14日、昨日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

会期は本日11月15日の1日限りとすることが適当だと決定いたしましたので、御報告をいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございました。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日11月15日1日限りと決定す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日11月15日1日限りと決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（塩田 文男君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第72号外6件です。

町長からの報告があります。

報告第8号専決処分について（築上町椎田駅前周辺活性化促進事業資金貸付金返還請求の訴えの提起について）の報告をしていただきます。

職員の朗読に続いて、報告の内容説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 報告第8号専決処分について（築上町椎田駅前周辺活性化促進事業資金貸付金返還請求の訴えの提起について）、令和6年10月4日付で専決処分したので報告する。

令和6年11月15日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これは専決処分の報告でございますけれども、築上町椎田駅前周辺活性化促進事業資金貸付金返還請求の訴えの提起についてでございます。地方自治法第180条第1項及び築上町長の専決処分事項の指定に関する条例の第2号の規定によって専決処分をいたしました。

この専決処分の内容は、築上町椎田駅前周辺活性化促進事業の貸付金の滞納に対して返還の請求を訴える提起でございます。相手方は、住所、福岡県豊前市大字赤熊771番地1、爪丸秀樹氏でございます。事件名は、貸付金請求事件。請求金額が339万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 報告が終わりました。

---

### 日程第4. 議案第72号

○議長（塩田 文男君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第72号専決処分について（令和6年度築上町一般会計補正予算（第4号）について）から、日程第10、議案第78号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、

本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第78号までは、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第4、議案第72号専決処分について（令和6年度築上町一般会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第72号専決処分について（令和6年度築上町一般会計補正予算（第4号）について）、令和6年10月2日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年11月15日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第72号令和6年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。本案は、令和6年度築上町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、議会の承認を求めるものでございます。既定の歳入歳出予算の総額136億3,960万6,000円に2,100万円を追加いたしまして、歳出歳入の予算の総額を136億6,060万6,000円と定めるものでございます。

歳出予算は、8月29日に台風10号の影響により被災した農地、農業用施設、林道の災害復旧の測量設計費として、農地災害復旧費200万円、農業用施設災害復旧費1,100万円、林業施設災害復旧費500万円、町道等の土砂撤去費として、道路橋梁災害復旧費300万円でございます。歳入については、一般財源、特に特別交付税を主に充てておるところでございます。

この災害に当たり、予算査定を受けるために測量設計を必要といたしたところでございますので、査定までに期間が短く、急を要し、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、10月2日付で専決処分をいたしました。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第72号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第72号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は承認することに決定いたしました。

#### 日程第5. 議案第73号

○議長（塩田 文男君） 日程第5、議案第73号専決処分について（令和6年度築上町一般会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第73号専決処分について（令和6年度築上町一般会計補正予算（第5号）について）、令和6年10月9日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和6年11月15日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第73号も、これは令和6年度築上町一般会計補正予算の第5号について専決をいたしました。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額136億6,060万6,000円に1,512万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を136億7,572万8,000円と定めるものでございます。

歳出については、令和6年10月9日に衆議院が解散されて、議員選挙1,512万2,000円でございます。歳入については、選挙委託費ということで、県から1,512万2,000円を受けるところでございます。

なお、衆議院議員選挙は、令和6年10月27日執行ということで、早急に事務に取りかかる必要がございました。急を要し、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、10月9日付で専決処分をいたしました。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願いします。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第73号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第73号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は承認することに決定いたしました。

#### 日程第6. 議案第74号

○議長（塩田 文男君） 日程第6、議案第74号専決処分について（令和6年度築上町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第74号専決処分について（令和6年度築上町一般会計補正予算（第6号）について）、令和6年10月28日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年11月15日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第74号令和6年度築上町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。本案も、専決処分をいたして報告し、承認を求めるものでございます。既定の歳入歳出予算の総額が136億7,572万8,000円に710万円を追加し、歳入歳出予算の総額を136億8,282万8,000円と定めるものでございます。

歳出予算は、6月17日の豪雨災害の影響により被災した農業用施設の復旧工事として、農地災害復旧費10万円、農業用施設災害復旧費450万円、及び8月29日の台風10号災害関連で亡くなられた御遺族への弔慰金として、災害救助費250万円でございます。歳入予算の主なものは、災害復旧費国庫負担金及び農業用施設災害負担金、受益者分担金などでございます。

10月7日に国の災害査定を受け、被災施設の原状復旧に早急に取り組む必要があるため、急を要し、議会を招集することができませんでした。地方自治法第179条第1項の規定により、10月28日付で専決処分をいたしました。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第74号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第74号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は承認することに決定いたしました。

---

### 日程第7. 議案第75号

○議長（塩田 文男君） 日程第7、議案第75号専決処分について（築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第75号専決処分について（築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、令和6年10月21日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年11月15日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第75号も専決処分についてでございます。これは、築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。本案は、築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例で、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要があります。条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、児童扶養手当施行令の一部が改正され、条ずれを改正するものでございます。条が少し変わってくるという形の改正でございます。

なお、この児童扶養手当施行令の施行期日が令和6年11月1日であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年10月21日付で専決処分したものでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第75号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第75号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は承認することに決定いたしました。

---

### 日程第8、議案第76号

○議長（塩田 文男君） 日程第8、議案第76号築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第76号築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年11月15日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第76号は、築上町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。本条例案は、児童手当法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、重度障がい者医療費の支給対象に係る所得制限の規定について、引用した児童手当法施行令の規定が削除されたため、所得制限の規定を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

この条例も、施行日が令和6年10月1日となっております。その関係で、専決処分に対応させていただきたいと思っておりますが、事務の手續上、遺漏したところがございますので、今回、10月1日に、施行は公布の日でございますけど、適用は10月1日というふうなことで、遡及をするような条例になっております。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 昨日の議会運営委員会でお話をしたんですが、10月1日付で

遡及をする、遡る。先ほどの専決処分は、11月1日だから専決処分を行う。早くいえば、忘れていたというのか、どういう経緯でそのようになったのかということ、昨日も言ったように、ちゃんと説明をしてください。単純に忘れていたのか、それとも、根本的に、これはこういうふうな処理をするからこういうふうになったんだというものがあれば、ちゃんと説明をするようにということで、昨日も議会運営委員会で話をしていたと思うんですよ。だから、職員のミスなのか、ミスじゃないのか。それとも、町長の意向なのか。ここをしっかりと話をし、その上で、こういうことだったということ報告した上で、しっかりとこの議論をするべきではないかなというふうに思いますが、回答のほうをよろしく願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。ただいま御指摘いただいた件についてでございます。

本条例につきましては、福岡県の条例準則にのっとり運用しております。条例準則が示されたのが9月27日、なので、9月定例会では、申し訳ございません、間に合わなかったということでございます。なので、専決処分の遡及適用を行おうということで、町長と協議を重ねましたが、遡及適用について専決処分するのはいかなものかという判断があり、今回、臨時会のほうで議案として上程させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 昨日も言ったように、今の話を提案のときにちゃんと説明をして、こういうことだからということ言うべきなんです。だから、昨日も、そうやって説明をするようにというふうにお話をした上で、今日の議案をしっかりと協議しましょう、議論しましょうという話をしているのに、それをやっていないというか、ちゃんと説明をしない。

今後、こういうふうな案件があったときは、提案のときにちゃんと説明をして、こういうふうな流れでこういうふうになったんだということをちゃんと説明をするように、今後お願いをしたいと思いますので、また議会運営委員会でも、そういう問題があれば指摘をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第76号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第76号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9、議案第77号

○議長（塩田 文男君） 日程第9、議案第77号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第77号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年11月15日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第77号は、築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正、施行に伴い、所要の規定の整備を図り、併せて字句の整理を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第77号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第77号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

**日程第10. 議案第78号**

○議長（塩田 文男君） 日程第10、議案第78号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第78号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年11月15日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第78号は、築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、近年の消費者の生活様式の多様化、買物に対するニーズの変化がある中、町内における買物の利便性を向上させ、地域住民の生活満足度が高まることや、子育て世帯など幅広い世帯のニーズに合った形態の雇用創設が見込めるということから、大型、小売店舗の誘致を促進するため条例の一部を改正するものです。

なお、従前は製造業、それから、運輸業ということで限定しておりましたが、今回は、大型店舗、小売店もこの条例の中に加えるというふうなことで決定して、町の歳入等、それから、住民の利便性等々を考えて、本条例案を提出するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 本条例について質問させていただきます。

まず、現状、築上町でここにある大規模小売店舗というのは存在するのですか。存在するとすれば何店舗ぐらいあるのか教えてください。

それと、もう一つ、この条例の対象、つまりこの事業所に加えられた場合、この条例の対象になる事業所には、何らかの優遇措置、あるいはメリットがあるんだと思います。その優遇措置、メリットの内容を具体的に教えてください。

○議長（塩田 文男君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。先ほど2点の質問ですけども、町内にまず店舗、大型店舗、大規模小売店舗が幾つか。この定義にいたしましては、1,000平米以上という法律、そして、あと政令がありますので、こちらで正確な数というか、今、大規模で小売店舗をや

っているというところは、町内では三、四店舗あると思っております。

そして、あとメリットですけども、こちらのメリットですよ。（「優遇措置」と呼ぶ者あり）すみません。優遇措置ですけども、こちらにつきましては、今の条例、築上町企業立地促進条例の中に、5年間の固定資産の優遇措置、減免措置があります。そして、併せて築上町企業立地交付金交付要綱に基づきまして、用地の購入交付金、用地の賃借料交付金、促進、こちらについては雇用した場合の奨励金、あと下水、水道加入をした場合の給水加入交付金というのがあります。こちらの5点です。今言った5点が築上町の措置となっております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 回答ありがとうございます。

もう一つ教えてください。そのような進出企業に対して優遇措置がある、それは理解できたんですが、過去、事業所、進出できた事業所があると思うんです。過去、この条例の対象になる事業所が、全てそのような優遇措置を受けられたわけでは多分ないと思うんです。優遇措置が適用される場合と適用されない場合と、当然あったと思ひまして、この条例を適用するかどうかの、その優遇措置を適用するかどうかというのは、どのようなルールに基づいて、結局、誰の判断で行われるのでしょうか。その点をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。先ほど議員の過去、今現在の店舗の対応ですけども、今、店舗、大規模小売店舗につきましては、今、条例を整備していなかった関係で、今、進出した町内業者については、優遇措置と言われるものについては適用しておりません。優遇措置の状況については以上です。（「ちょっと申し訳ない。大規模店舗に限定しなくて、工場とかも含めたの過去に」と呼ぶ者あり）すみません。この企業立地の促進条例に基づいて、今、要綱の中で幾つか、第2条で定められております、梱包業、卸売業、旅館業、情報サービス、農産水物、運輸業等があります。こちらについては、今現在、町内で、私が記憶している限り、企業の進出、改築、増設したところが2店舗、過去にあったかと思っております。

以上です。

そして、決定を誰がどの段階であるかといいますと、まず、条例に基づきまして申請があります。申請があつて、指定業者に指定をします。こちらの指定業者につきましては、町長が判断をするということになっております。

なお、優遇措置、税の関係につきましては、築上町企業立地促進審査委員会というのがあります。こちらのほうで審査をして、固定資産税の減額免除等については審査を行つて、町長が最終的に判断をするということになっております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） ちょっと分かりにくい説明だったと思うので、最後に確認させてください。

つまりこの条例の優遇措置というのは、あらかじめ条例、あるいは要綱等に基準が書かれていて、その基準を満たせば、自動的にほぼ交付されるような種類のものではなくて、審査委員会等でいろいろ審査はあるみたいですけど、最終的には町長の判断でこの優遇措置を適用する、適用しないというものだろうという説明に私は聞いたんで、もしも間違いがあったら、追加の説明をお願いします。

つまりこれは、町長の裁量が極めて大きいという説明だったというふうに私は聞いておるんです。それで、こういう分は、町長の判断で、これは町のために必要であるという判断がなされて、優遇措置がなされることは、私は全く問題がないと思っておりますし、賛成でございます。ただ、そういう措置がなされた場合は、やはり透明性・公平性の観点から、きちんと今回はこういうことで、こういう企業にこういう優遇措置を適用したという説明はお願いしたいと思っております。

つまり、こういうことは条例の議案、あるいは予算案とかいう形では上がってこないと思うので、町長のほうから積極的に説明していただかないと、我々は内容を知ることができないと思いますんで、これは要望になってしまいますけど、今言った私の内容で、理解で、もしも間違いがあれば訂正をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。先ほど議員が言われた内容で間違いはありません。上がってきた申請があるこの条例に適用する分につきましては、審査会等々で審査をして、最終的には町長が決定をするという流れになっております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） この条例改正については、先ほど町長の説明のとおり、大型店舗であり、買物に困窮している方々の一助になればというような説明だったと思うんですが、この条例改正に当たって、この項目を増やすだけで、今後、それだけを切り取ると、この条例は必要というのは理解できますが、まだまだこれから企業誘致する、企業立地をしてもらうために、せっかく条例を改正するのであれば、その他のまだまだいろんな条件をこの中に満たしていたほうが、今後、企業誘致に関してもしやすいだろうという検討が、今回この条例改正にあったのか。まだまだいろいろなことをつけ加えたほうがいいだろうとかいう話合いの中でこれをなのか、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはほかの分野といいますか、その分がまだ検討はしていない。ただし、今、大型店舗という形の中で、非常に進出のしやすいような企業といいますか、これについて、まだ、本来なら宇宙産業規模とかいろいろなものがございませけれども、そこまでは至っていないということで、その必要性が出てきた場合は、それは当然、とにかく人口減を防ぐ、そして、築上町の活性化をするという形になれば、いろんな分野もこれは想定できるわけでございますけど、今のところは、今回は店舗を追加したと、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。ただいまの町長の答弁について、補足をさせていただきます。

こちらの条例提案に至った経緯ですけれども、今回、産業課が所管の課でして、今、企業誘致、立地の関係については、かなりの自治体のほうが精力的に行っています。築上町の現状ではなかなか精力的かどうかというと、皆さんのほうも、まだというところも御意見としてあるかと思っております。

今後については、企業誘致、立地の関係については、税の収入増ということにつながりますので、雇用の創出もつながりますので、そちらのほうをやっていきたいと思っております。

そして、今回の大規模小売店舗についてですけれども、なぜ先にとということで、今、この町内のアンケート調査を過去行っております。その中においても、築上町の不便を感じるどころというところで、かなりの確率で日常生活が不便であったりとか、働く場所がないというところ、そして、住民が住みにくいと感じているところとして、買物をする店の数、距離が不適當とかというアンケートがかなりの高確率というか、かなりの方がそう回答しています。それも参考にして、今の現状を鑑みると、町内に大規模の店舗がない。ありますけれども、なかなかその利便性がというところ、そして、雇用というところの問題もありますので、こちらを条例整備すると、来た場合については、今後含めて、いろいろな効果があるということで、今回、産業課としては提案させてもらっております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今、まさに進出を希望している大型店舗があるということは、前議会でも聞いておりますので、そういう企業が来やすくするための条例改正というのは、本当にやって全然構わないし、むしろやって、進出に本当にはなまるがつくような状況になってほしいなどは思います。



この企業誘致というのは、今、町長が言われるように、買物利便性もあるけども、一番は、町とすれば、やはり固定資産税とか、また法人税とか、そういう雇用をすることによって、まずは税が生まれるという、そういう観点も相当考えていると思うんです。この5年間の先ほど課長の説明の猶予があったり、土地を取得するための猶予があったりとかということで、うちの町がどの程度、これは想定しているかどうかは分かりませんが、減収になってしまうのか。それを、やはり長い目で見れば、町の収入にはなると思うんですが、この5年間の大体どれくらいの減収というのをシミュレーションしているのか、もしシミュレーションしていれば、回答をお願いします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、企業が来なければ、今の農地のままの固定資産税という形になります。だから、これ本当微々たるものでございまして、そして、5年後には、あとは宅地で課税ができる。そして、建物も課税ができる。償却資産も課税ができるという形になりますし、固定資産税は5年間は猶予するんですけど、そういう形で税は増える。そして、あと下水、水道、こういうものも若干補助金出します。そういう形の中で、来たほうが、ずっと継続して使えば、30年間試算したところでは、あくまでももう最小試算でございますけど、2億円超、利益が今よりは多いという、30年間です。そういう試算は、もし、あと買物誘引客が多いければ、また、それがそれで売上が大きければまた変わってくるということで、2億円程度を30年間で見ております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 多少の減収にはなるけども、最終的には30年間で2億円の試算をしているということで、あと雇用、その他いろんな効果が生まれるということをして、この条例案というのを提案したいと思います。

先ほど、なぜこの条例を改正するんであれば、ほかにも考えなかったかということの前提は、これって恐らく企業さんは、必ず各市町村のこういう企業誘致に関する立地条例というのは見ているはずなんです。ですから、その見ているメニューの中に当てはまらなければ、よそに行くわけですよ。今回大型店舗ということでメニューを入れましたけれども、それ以外の企業ということも、最低限というか、いろんなものを考えて条例提案をしていたほうが、やはり企業に関して、築上町というのが注目されるということで私は考えていますので、ぜひここにとどまらず、先ほど町長も言っていましたが、そのたびそのたびというのは、来るから条例改正するのではなくて、来る前からヒットをするような条例の内容というのを、今後しっかり考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 議案第78号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第78号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

————— • —————

○議長（塩田 文男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、令和6年第2回築上町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時41分閉会

—————